

第17回西和賀町議会定例会

令和7年12月11日（木）

午前10時00分 開 議

副議長 出席議員数は11名であります。高橋雅一議長から欠席の届出があり、これを受理しています。

会議は成立しております。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は配付のとおりであります。

内記町長並びに柿崎教育長より説明員として出席する旨の届出のあった者の職氏名については、着席のとおりでありますので、呼称は省略しますが、これを受理しました。

あわせて、傍聴される皆さんに申し上げます。傍聴席では、傍聴の際の留意事項をお守りください。

それでは、直ちに日程に従って議事を進めます。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、質問者の質問時間は30分と制限があります。制限時間5分前には1鈴、制限時間には2鈴を鳴らします。時間を厳守して質問してください。また、質問者及び答弁者は、それぞれ簡潔明瞭にまとめてお願いします。なお、質問者におかれましては、通告外の質問はできませんので、併せてお願いします。

本日も開会前の抽せんにて決定した登壇順に従い質問を許します。

初めに、登壇順4番、高橋宏君の質問を許します。

高橋宏君。

8番 おはようございます。本日最初の一般質問を行います、高橋宏です。よろしくお願

いいたします。

私は、今日は質問事項は1点でありますので、許された時間をフルに活用して討論していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

私の通告している質問は、熊を中心とする有害駆除対策についてであります。今年度は、毎日マスコミ等で報道されているとおり、本町、そして全国的にも例を見ないペースで、熊をはじめとする有害鳥獣被害が確認されております。国、県でも対応策が出されておりますけれども、本町における被害状況と対策について伺います。

まず初めに、今年度の出没状況と被害について。今年度の有害鳥獣被害の通報件数、被害の内訳、本町の対応について伺います。

副議長 町長。

町長 おはようございます。本日の定例会、よろしくお願いいたします。

ただいまの質問につきましては、担当課長から答弁します。

副議長 農林課長。

農林課長 おはようございます。それでは、お答えをしたいと思います。

令和7年4月以降、11月末現在の有害鳥獣被害の通報件数と被害の内訳について申し上げます。通報における集計については、岩手県と報道機関からの要請に基づいたものとなっておりまして、ツキノワグマのみの集計となっております。ツキノワグマ205件、出沒頭数は306頭となり、被害の内訳は、目撃のみのほかに、栗の木、柿の木への被害や小

屋等への侵入、水稻及びソバへの農作物被害となります。

ちなみに、イノシシ、鹿、猿、ハクビシンの目撃情報も、件数は少ないものの報告があり、被害については、イノシシが原因と思われる農業用水路の掘り起こしや水田の食害がありました。

被害通報に対する本町の対応としては、最初に被害状況の詳細を聞き取り、その後現場確認をします。被害及び現場の状況を勘察し、追い払い対応、侵入防止対策、捕獲対応について検討することとなります。ハクビシン等の小動物については、箱わなの貸出しも行っております。

以上でございます。

副議長 高橋宏君。

8番 ありがとうございます。熊のみということで、今年は特に熊の通報件数が多かったと思うのですが、今の話を基に質問を進めていきたいと思っております。

特に熊の出没は、過去に比べて多かったというふうに認識しております。しかし、岩手県の令和7年度ツキノワグマの出没状況というのがあるのですが、それを見ますと、令和7年の12月4日現在、県内33市町村において300件以上が7市3町、200件から300件というのはゼロ件、100件から200件というのが6市3町で、ここに西和賀町も入っております。行政報告で町長が言われたように194件ということで、これに該当するのかなと思うのですが、100以下が1市9町4村ということで、被害実態、今担当課からは205件ということだったのですが、実態に比べて少し少ないのではないかなという感覚を持っております。これは、熊を目撃しても通報しやすい環境が整っていないからというふうに思われます。もっと容易に通報する環境を整えるべきというふうに思いますけれども、県への要望と本町の取組状

況について伺います。

副議長 農林課長。

農林課長 では、お答えをいたします。

西和賀町で今年度町に報告のあったツキノワグマの出没件数は、過去最多となった一昨年の令和5年と同程度の出没件数となっております。

議員ご指摘のとおり、岩手県内市町村の中でも本町のツキノワグマの出没件数については、他市町村と比較して多いほうではないと捉えております。このことは、例えばそもそもの人口規模による情報提供者数の違いが挙げられます。あと、併せて複数人からの同一個体の目撃情報であっても、重複したまま情報として処理している可能性も考えられます。また、目撃者がふだんからツキノワグマを目撃していることにより、目撃慣れに伴い通報しないことが考えられます。ふだんツキノワグマを見ることの少ない都市部の方々と比較した場合、目撃時のインパクトに大きな差が生じます。

現在のツキノワグマの目撃情報の提供方法については、西和賀町役場農林課ダイヤルインへの情報提供及び西和賀町役場代表電話もしくは各課ダイヤルインへの情報提供で農林課へ転送してもらって対応しております。

岩手県に対しては、全市町村が統一的に利用できるシステムの運用について検討をお願いしております。

町としましても、住民によるツキノワグマの目撃情報については、都度提供いただくよう告知端末及び公式SNS等により周知をしておりますけれども、今後も住民が情報提供しやすい環境の構築に努めてまいりたいと考えておりました。

以上です。

副議長 高橋宏君。

8番 このことについては、昨日唐仁原議員も質問しておったのですが、隣の秋田

県ではクマダスというシステムがあるということで紹介されました。私もこのシステムは非常に有効なシステムだと思います。

その際担当課としても、今と同じようなといいますか、近隣市町村と一体となり、隣県と互換性のある出没情報システムの構築を県に要望したいという話で、先ほど紹介しましたクマダスというようなことを念頭に置いたことではないかなというふうに思っております。クマにとって県境も市町村境も関係ありませんので、こういうシステムを構築していただくというのは、非常にいいことだと思いますけれども、それに加えて、もし導入された場合、通報することによって計画的頭数管理につながるということを住民に周知すべきと思いますが、この点についてお伺いたします。

副議長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

議員ご指摘のとおり、クマダスというシステム、これ昨日の唐仁原議員さんへの答弁でもお話ししたとおり、当然県境も市町村境もないということで、そういったシステムをやっぱり導入してもらうことについて、県のほうには要望していくということになります。

その内容、それから使い方とか、あと運用について、そういったものを住民のほうに使いやすいような形をちゃんと説明して、なるべく通報してもらって、やはり通報件数とか通報の実態がないとどうしても、特にもそういった熊に関係ない方々とか、そういった方々にしてみれば、全くどこかの話みたいな話になってしまいますので、そうではなくて、広く理解していただくためにも、そういった環境を整えていくことが大事だと考えておりました。

以上です。

副議長 高橋宏君。

8番 今答弁あったような体制を整えて、私

もそうですし、もしこれから見かけた場合には通報するような体制を整えてもらって、体制が整った場合にはぜひ積極的に通報していきたいと思います。

次に、駆除についてお伺いたします。駆除に至るまでの条件というのは、どのようになっているのかお伺いたします。

副議長 農林課長。

農林課長 お答えをいたします。

有害鳥獣の被害情報が町に寄せられた際には、先ほどの答弁でもお話ししたとおり、最初に被害状況の詳細を聞き取り、その後現場確認をします。被害及び現場の状況を勘案し、追い払い対応、侵入防止対策、捕獲対応について検討することとなります。町と西和賀町猟友会において検討の上、捕獲以外の対応では対処が不可能であるとした判断に基づいて、最終的にはわなによる捕獲を実施いたします。

以上です。

副議長 高橋宏君。

8番 当然ですけれども、熊が出没した場合にはすぐ捕獲ということではなく、その前にいろんな段階が取られているのだなということだと思います。この点なかなか熊の頭数が増えたことで、今までとは違う状況かもしれないけれども、現時点での方策としては今おっしゃられたような対策をしていくというのが現状の対策だと思います。

それでですけれども、以前農作物を中心とした有害鳥獣対策講習のときには、熊対策は電気柵が有効というふうに聞いております。鹿、イノシシの被害防除に対しても電気柵というのは有効であるというふうに考えていいのでしょうか。

副議長 農林課長。

農林課長 お答えいたします。

有害鳥獣対策における有害鳥獣を保護対象物に近づけない被害防止対策として、電気柵の設置は有効であると考えられます。しかし

ながら、有害鳥獣の体格等により電気柵におけるワイヤーの高さ、本数等を目的に合わせる必要があります。また、漏電防止を目的とした除草作業が大事となります。

以上です。

副議長 高橋宏君。

8番 ありがとうございます。電気柵については、今担当課長がおっしゃられたとおりでと思います。特に私たちも雫石町などを見た場合には、さっき言われたように電気柵を張って終わりではなくて、その後の管理について、漏電しないようにやっぱり下草を刈るといような管理は非常に大変だと思われまうけれども、今被害が起こっている全ての動物に対しては有効であるということで、町でも電気柵については以前から補助を出していると思うのですが、熊以外、鹿、イノシシにもやっぱり有効であるということであれば、これからは補助をしていくのだろうと思いますけれども、補助によって町内に電気柵というのはどの程度普及しているというふうな捉え方をしているのでしょうか。

副議長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

電気柵については、先ほど来お話ししているとおり有害鳥獣対策については有効であるということで、これについては岩手県、それから岩手大学とか、そういったところの専門の方々のご意見としても、やはりそのような見解でございます。

町としても、今まで有害鳥獣対策で電気柵の補助ということで行ってまいりました。一昨年、令和5年の年に相当数熊の出没があったということで、特にも町の北のほう、貝沢とか、あちらのほうを中心として、やっぱりあっちのほう出る量が多いですので、そこら辺を中心としてかなりの面積、電気柵が普及し始めています。実際に去年、今年と、やはり設置する方がどんどん増えていると。来年

は、さらに増えるのではないかとということも考えられておりますので、規模ですとか予算の範囲内になりますけれども、そこら辺のことも加味しながら、今後ちょっと考えていかなければならないなと思っておりました。

以上です。

副議長 高橋宏君。

8番 何度も言っているように、電気柵は設置して終わりではなくて、大変ですけども、やはり有効であるということを町民にもう一度周知していただき、町の補助もあるので、現時点ではなかなか大変ですけども、これしかないという手段ですので、補助があるということで、普及について今後とも取り組んでいただきたいと思います。

本町でも、この出沒頭数の多さから、人身被害がいつ起きてもおかしくないような状況であります。今の制度の中で、人身被害を防ぐ対策としてどのようなことが行われているかお伺いいたします。

副議長 農林課長。

農林課長 お答えいたします。

今年度のツキノワグマの目撃情報や被害情報の多さから見て、他県、他市町村における人身被害の発生状況は、対岸の火事ではないと考えられます。

町としては、西和賀町猟友会及び北上警察署と連携し、被害防止対応を行っておりますが、特に今年度のツキノワグマの目撃情報及び農作物被害等の件数があまりにも多く、対応が追いつかない状況でありました。

引き続き被害防止対策に取り組むこととなりますが、まずは住民自らの取組としてツキノワグマを人の生活圏に近寄させない対策が必要です。例えば熊の餌となるようなものを生活圏に放置や投棄しない、果樹の早期収穫、住宅・倉庫の戸締まり及び施錠、早朝・夕方における活動の見直し、ツキノワグマと遭遇

しないための工夫、人の生活圏と野山を区別する環境整備等について必要と考えます。町でも告知端末等において周知はしておりますが、いま一度ご確認の上、対応をお願いしたいものでございます。

以上です。

副議長 高橋宏君。

8番 私も告知端末、当然毎日されておりますし、農林課からということで、このような注意喚起のチラシも届いております。最近大きな地震もあったのですけれども、それと同じように防災に関しては、やはり基本は自らの対策というのが基本になっていくと思いますので、こういう注意喚起については引き続き行っていただきたいと思います。

次に、緊急銃猟についてですけれども、新聞等で西和賀町は対策を取っているということでしたけれども、本町でどのような取組がされているのかお伺いいたします。

副議長 農林課長。

農林課長 お答えをいたします。

今年の9月から制度化された緊急銃猟制度につきましても、熊やイノシシといった危険な野生動物が人の生活圏に現れた際、市町村が住民の安全を守るために銃器を使って捕獲、駆除する制度です。この制度による捕獲、駆除活動を実施するには、周辺住民等への周知、駆除の際に周辺住民等に被害が起こらないことの確認、駆除活動現場における施設管理者からの駆除活動に対する承諾といった安全対策の確認連絡等が必要となります。

本町として緊急銃猟制度実施に係る対応マニュアルを作成し、西和賀町猟友会及び北上警察署との連携について協議を行い、必要に応じて対応を取ることとしております。

以上です。

副議長 高橋宏君。

8番 この緊急銃猟、対策を取るといっても、実際はこのような場面が起こらないことを願

うばかりなのですけれども、本町において、もしこのような場面が起こった場合、最終判断は町長ということになっているのでしょうか。

副議長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

本町の緊急銃猟制度の捕獲の際の最終判断者は、西和賀町長となっております。

以上です。

副議長 高橋宏君。

8番 ぜひこのような場面がないことを祈るばかりですけれども、今回の場合、猟友会の方々の協力を得なければなかなか進まないということで、猟友会とは担当課としても様々連携を取っていると思うのですけれども、連携を取っている中での課題があるのかを伺います。

副議長 農林課長。

農林課長 お答えをいたします。

西和賀町猟友会においては、実際に捕獲、駆除の対応を担っていただいております。全国的にも言われている会員数の減少、高齢化等の中、不規則かつ危険を伴う活動に協力いただき、町からの依頼に随時対応いただいております。

今後緊急銃猟のみならず、有害鳥獣駆除活動の継続を目的とした担い手の確保が課題であると捉えております。

以上です。

副議長 高橋宏君。

8番 ありがとうございます。私もこのことで質問するに当たって、地元の猟友会の方とお話もしましたし、新聞等でも猟友会の方の記事が載っておりました。地元の方からは、箱わながかなり古くなっていて、準備してほしいというような話をいただいたところ、早速町のほうでは専決ということで箱わなを準備していただいているようですので、それは非常によかったなと思います。

それと、今担当課長が言われたことにもつながるのですけれども、猟友会の方々というか、猟友会そのものは有害駆除を目的とした団体ではないと思っております。特に西和賀猟友会の方々の中には、マタギの精神、つまり単に獲物を捕獲するだけではなく、獲物も山の恵みと捉えて自然との共存、循環を重んじる精神を受け継ぐ方が多いと思っております。その上で、善意で行政に協力しております。住民の安全確保まで担っている状況に疲弊しているのではないかというふうに思いますし、そのような声も一部聞いております。町としては、このことについてはどのように捉えているのでしょうか。

副議長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

議員おっしゃるとおり猟友会の皆さんについては、もともと有害鳥獣駆除ありきで猟をしている方々ではないということになります。そういった中において、このような今現在のような駆除活動、ほとんど命がけになるのですけれども、そういったことをしていただいていることになります。さらには、会員数も減少しているということで、1人当たりの負担も非常に増しているというような状況になっておりました。

こういったところを当然理解して、また周りの町民の方々とか、それ以外の方々にも理解をいただくような形で、やはり今後も協力をいただかなければならないというふうに考えておりますので、なるべく猟友会の方々の負担にならないような形を模索しながら、あとは猟をした際の報酬の関係ですとか、そういったところについても今後見直しをかけていければと考えておりました。

以上でございます。

副議長 高橋宏君。

8番 町民の皆様も、このような現状であるということを理解していただきたいと思いま

す。

それでは、今後の取組についてお伺いしたいと思います。今まで聞いたように、町だけで対応するにも限界が来ていると思います。先ほどの出没情報システムのことも併せてなのですけれども、国、県への要望は、どのような内容で出されているのかお伺いします。

副議長 農林課長。

農林課長 お答えをいたします。

今年のような状況が今後も続くようでは、市町村だけでは対応が難しいと考えます。町長より行政報告でも申し上げましたが、町としては町村会を通じて要望を上げておりますし、県の担当者会議等においても、都度現状の説明を行っております。

今までに経験のない事態により、国や県においても混乱した状況にあることから、今後様々な角度からの検証に基づいた取組が提案されることになると考えられますので、町としても強く要望を続けてまいりたいと考えております。

以上です。

副議長 高橋宏君。

8番 私、今回の熊対策の資料を見ている中で、岩手県のほうではいわての森林づくり県民税というものが、担当課の方は当然ご存じと思うのですけれども、平成18年から行われております。ちょうど令和7年度が4期目の最終年度になって、令和8年度以降、制度のあり方を検討するというので、このような素案が出されております。

毎年個人から1,000円、法人は2,000円から8,000円ということで、課税期間5年ということで、繰り返し行われているのですけれども、この素案の中を見ていった場合、様々な取組があるのですけれども、その中の安全・安心な県民生活への取組ということで、野生動物への生活圏への出没抑制のための環境整備ということで、熊等の野生動物の生活圏へ

の出没抑制のため、移動経路となり得る河川内や出没が見込まれる学校周辺等の樹木の伐採、やぶの刈り払い等の環境整備を実施しますとということが新規にこの事業の中で行われるということだったのですけれども、こういう取組というのは、県で行う計画があるのであれば、積極的に町としてもこういう制度に乗っていくべきだと思っておりますけれども、この点についてはどのような検討がされているのかお伺いします。

副議長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

県民参加の森林づくり促進事業というのがございまして、県民税を活用した事業になります。この事業の中に、先ほど議員のほうからお話があったとおり、熊対策につながる、そういった活動が今年から入ったということで、かなり岩手県のほうの取組としてもすごく早い取組だなということで、感心をしているところではありました。

この事業については、これは事業実施主体が市町村になります。なかなか市町村以外のところが行うにはちょっとハードルが高いものですから、市町村だけがまず対象となっております。確かにこの事業を使って、例えばの話、学校周辺とか、いろいろなそういった公共物、公共施設の周辺とか、ピンポイントに刈り払いを行ったりすることも当然可能になってくると思います。ただ、土地の所有者の承諾とか、そういったものが必要になってくると思いますけれども、そういったこと環境を整備する上で、市町村が実施主体ということになります。

この事業を活用していくことは、当然検討はするのですが、今度は実際に事業をやってくれる人、刈り払いをする人、そういった事業体の掘り起こしも必要になってきますので、そういったこと環境を整えば、こういった事業も今後活用していければと考

えておりました。

また、あと加えてお話しすれば、農業サイドの中山間の事業とか、ああいったものでも当然刈り払いとか、そういったものは対象になってきますので、そういったものも活用しながら、地域の活動としても行っていただければというふうに考えております。

以上です。

副議長 高橋宏君。

8番 盛岡市などでも河川の刈り払い等を行ってございましたし、長く手入れされていないようなところは、人手だけではなかなか厳しい面があると思います。例えば重機を持っている建設業の方がもし対象になり得るのであれば、そういう方々の協力を得て、こういう事業に積極的に取り組んでいただきたいと思っております。

国のほうでも、熊駆除へ財政支援拡充が検討されているようであります。財政支援が決定した場合、どのような支援を受けるか検討されているのかお伺いします。

副議長 農林課長。

農林課長 お答えをいたします。

国からの財政支援につきましては、現段階において詳細な支援内容がまだ示されておりませんが、本町が従来より実施してきた有害鳥獣駆除対策事業の拡充を取りあえず基本とします。そして、さらにツキノワグマの被害防除を目的とした新たな事業の創設も検討したいと考えております。

また、間接的にツキノワグマの人の生活圏への出没に影響を与えている鹿及びイノシシにおける被害防除も意識した取組について検討していければと考えております。

以上です。

副議長 高橋宏君。

8番 私も今担当課長言われたように、今日は熊を中心に質問しているのですが、鹿、イノシシがいわゆる熊の食料となる部分

を食い尽くしてしまっていて、熊がこういう人里に出てきているというような説もあります。有害駆除に関しては、ある程度の頭数制限というのはやはり必要だと思いますので、いわゆる今までとフェーズが変わったという状況だと思います。新しい取組、拡充については検討していただきたいと思います。

国のほうでも、あわせて従来の省庁に新たな省庁を加えた体制が強化されております。本町でも、有害駆除に関しては、先ほど答弁している農林課のほうを担当ということになっているようです。これ農林課になっているというのは、今さらですけれども、農作物への被害ということで農林課が担当になっていると思うのですけれども、国のほうでは、やっぱり人里に出てきたということで、ある意味文科省なんかも一緒にやるとか、やはり農林課だけではできないような被害拡大が起きております。

本町でも、新しい課をつくるということは難しいにしても、課を横断した中での体制づくりというのが必要になっていくのではないかと思うのですけれども、その点についてお伺いいたします。

副議長 農林課長。

農林課長 お答えをいたします。

鳥獣被害において、特にツキノワグマによる人の生活圏への出没は、従来までの農業被害にとどまらず、町民の生活、経済活動全般、教育活動等に大きな影響を与えております。被害防除活動が住民並びに関係機関の理解の下に実施されるためにも、関係機関及び各課横断的な対応が求められると考えております。

以上です。

副議長 高橋宏君。

8番 もう年の瀬ということで、熊の出没は減ってきたように思われますけれども、かといって、今年は冬眠しない熊も出てくるので

はないかというような話もありますし、もしかすると空き家等に熊が潜んでいるかもしれないということで、まだまだ油断できない状況だと思います。

本町で今までのように引き続き人身被害が起きないことを願ひまして、私の一般質問を終了したいと思います。ありがとうございました。

副議長 以上で高橋宏君の一般質問を終結します。

ここで10時45分まで休憩します。

午前10時36分 休憩

午前10時45分 再開

副議長 休憩を解き会議を再開します。

次に、登壇順5番、北村嗣雄君の質問を許します。

北村嗣雄君。

1番 皆さん、こんにちは。質問者最後の北村嗣雄です。よろしくお願ひいたします。

質問に入る前に、今年もあと少しの月日となりました。本町におきましては、いろいろ明るいニュースもございますが、これまで災害で、日常のインフラでもあります107号線の完成、貫通ができましたことは、本町にとっては大変な安全安心を確保できたこと、それからやはり生活に、経済にあっても大変なよい結果だなというふうに住民の一人として喜びたいなというふうに思います。

本題の質問に入りますが、今回2期目の内記町長に就任できましたことに、私も本町の町政に対する期待のことから、内記町長の就任、心から祝意を申し上げ、期待をするものでございます。

そうした中で、私は今回内記町政2期目を目指しての抱負あるいは決意、そうしたものもございますが、あと町が一番やはりこれから取り組んでいく上で、私が申すまでもなく、決して安泰な財政状況ではないということから、私質問の事項に入れさせていただきますし

た。確認の事項でもございますので、その辺は私も担当課あるいは町長のご答弁で、まず理解させていただきますので、よろしく願います。

1に、2期目を担う内記町政についてということで、資料にございますように、再選を果たした内記町長の抱負と所感を伺うとしておりますが、昨日の内記町長の所信表明で、抱負に近い表明もございましたので、まずそこはご理解をしながらも、ちょっと町長のそうした意思を確認の意味で申し上げたいと思います。

取組の土台となる私の政治姿勢は、対話の姿勢であり、一つ一つ積み重ねていく政治・行政が私の政治姿勢であり、基本姿勢であります。対話は1対1が基本である、対話を重ねていくことは大変時間を要する、1期目の4年ではまだまだ対話の姿勢が活動を深めるに至っていないことから、このたびの町長選挙において半数近くの信頼を得られなかったわけけれども、そうしたことを踏まえて、今後4年間を精力的に取り組んでいくという決意の表明もございます。

このほかに、私が尋ねていることにあって、町長の抱負として申し上げていただけることがあればお伺いしたいと思います。

副議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

私の抱負と所感ということで、まず申し上げさせていただきたいと思いますので、よろしく願いたいと思います。

当選させていただきましたことは、1期目の取組について一定の評価をしていただいたものと考えております。

2期目の抱負でありますけれども、1期目の成果をより一層進展させ、課題についてはその解決に向けて、より一層積極的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

重点事項として取り上げております第3次総合計画を着実に仕上げ、生活に関わる基盤の持続性の確保かつよりよいものとするよう、そして基幹産業である農林業、観光業の強化に取り組んでまいりたいと思っております。

ハード、施設の面では、道の駅の認定を目指します複合拠点施設の可能な限りの早期運用開始に取り組めます。人が行き交う、人流を増やし、地域経済の拡大に資するとともに、人的交流の増大を図り、それが町全体により効果をもたらすように進めてまいりたいと考えているところでございます。

人口減少が進む中であっても、住民一人一人の生活の質、暮らしの質を落とさないよう、むしろ頑張っって向上させるということに全力で取り組んでまいりたいと思っております。そうした場合の姿勢として、繰り返しになりますけれども、対話の姿勢を崩さずに、できるだけ当たっていききたいというふうに思っております。

繰り返しになりますけれども、時間を要する取組でありますけれども、基本であるということをお忘れずに取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、皆様のご理解、ご支援をよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

副議長 北村君に申し上げます。質問は、簡潔明瞭をお願いします。

北村嗣雄君。

1番 ありがとうございます。今後の2期目に対して、いろいろ期待やら、共に切磋琢磨でやっていきたいなと思っております。

それから、(2)番のほうに入りますが、町長選の結果は91票の差、再選を果たしたとはいえ、半数近くの町民からの支持が得られずの結果になった。西和賀町の誕生から20年経過したが、いまださらなる町の一体感、地域感の融和性を図る解消課題が2期目の内記町政に課せられる課題と思われるが、今回の

町長選を踏まえて、町長の思惑を伺うものでございます。この件についても、昨日のとうか、所信表明で若干触れていますが、もし加えて町長が私の質問に対してご答弁いただければ幸いです。

副議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

私の1期目の当選時にご支持をいただけなかった半数近くの町民の方々から共感を得られるよう取り組む旨を表明させていただきました。今回の選挙結果を見ますと、そのようにはできていなかったと思われまます。私自身の力不足を痛感しているところでございます。

何が足りなかったか、ご質問にありますように、町の一体感を図っていくには、今回を総括し、取組事項を見いだしていかなければならないと考えているところでございますが、なかなか難しいことも多いなというふうに思っているところでございます。

しかしながら、具体的取組をどのようにしていくかということ常々考えて取り組むということは大事でございますけれども、何よりも基本は、公約に掲げました事項の実現を図って実績を積み上げ、成果を上げて、皆様の信頼をより一つでも多く積み上げていくということが大事かなというふうに思っております。そういうことを胸に、今後与えられた4年間、全力を尽くしたいというふうに思っているところでございます。

副議長 北村嗣雄君。

1番 ありがとうございます。今後の活躍を期待しながら、それでは次に進ませていただきますが、財政運営の現状と今後の見通しについてでございます。(1)として、これまでの厳しい財政状況の中、着実に財政運営に取り組まれたことから、2024年度の決算では、一般会計決算及び特別会計決算、いずれも黒字決算の実績を示されたところだが、しかし財政規模に対する償還金の割合である実質公

債費比率が高い数値を示しておるところであります。

また、財政力指数も令和3年度から0.14%と低い水準が続いている現状にあり、これまでの財政運営を踏まえながらも、さらなる財政の健全化を目指す改善策の取組が必須と思われまます。

令和4年度においては14.1%から、令和6年度は15.9%と、財政規模に償還金の割合を示す実質公債費比率が高く推移しております。財源の確保のために将来の財政運営の柔軟性が失われて、行政サービスの低下のおそれも考えられますが、改善策について伺うものですが、まず最初に財政の現状についてお伺いします。

副議長 町長。

町長 ただいまのご質問につきましては、担当課長から答弁します。

副議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

これまでの厳しい財政状況の中で、本町において堅実な財政運営に取り組み、令和6年度決算において、先ほど議員おっしゃられたように、一般会計及び特別会計のいずれも黒字決算となりましたことは、町として一定の成果であろうというふう認識をしております。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、当町の実質公債費比率は全国的に見ても高い水準で推移をしており、財政力指数も低い水準が継続していることから、さらなる財政健全化を目指す取組は喫緊の課題であるというふう認識をしているところでございます。

副議長 北村嗣雄君。

1番 ありがとうございます。これまで私も町政に携わらせていただき、内記町政前から財政に対しては、いろいろ一般質問でもさせていただいてきておりますが、私からすれば、予想されたというよりも、なるべくしてなっ

たけれども、これまでで確実なというか、着実な取組の結果がこの数値を抑えているというか、維持しているというふうに私は感じております。

といいますのも、令和元年から3年までは、やはり実質公債費比率が極めて10%弱のところでありました。ところが、やはり4年度から現在までのところが急激に上がっている状態でございます。これは、私が申すまでもなく、やはり合併に伴ういろいろな事業もございましたし、それに対しての償還比率が高くなったなということは当然理解していますが、ただこの比率は私どもが財政状況を確認する上では、やはりこの指数というのは極めて重要な指数だなというふうに私も感じております。

結果として、この数字を問うものではございませんが、やはり最終的にはこれ以上オーバーして、例えば18%を超過した場合だと国の制約が入るというようになっていきますので、今後内記町政が事業を進めていく上でも、これはどこの自治体でもそうでしょうけれども、この数値をよほど認識しながら予算編成なり事業されているなということを認識しております。

ただ、私なりの考えですけれども、今後の見通しについて、あるいは財政を運用していく上での当局の考えを伺います。

副議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

実質公債費比率等が高いという議員のご指摘で、そちらの通告にございます改善策のご質問ということで答弁させていただきます。

先ほど来議員からご指摘いただいております実質公債費比率の改善についてでございます。今回実質公債費比率の改善を目的とした地方債の繰上償還を行うことにしてございます。今回の補正予算でも、当該費用を計上させていただいているところでございます。

繰上償還の対象となる地方債でございますが、平成27年度に借入れを行った県の自治振興基金というものに係るものでございまして、今年度末の元金残高約2億2,300万円について、減債基金を活用して繰上償還を行おうとするものでございます。

自治振興基金につきましては、過疎債や合併特例債のように、元利償還金の一定割合が地方交付税の基準財政需要額に算入される、いわゆる交付税措置という優遇措置がございません。このような起債の元金残高を繰上償還することによって、実質公債費比率の改善につなげたいと。もって将来的な財政運営の柔軟性を確保していこうとするものでございます。引き続き持続可能な財政基盤の確立に向けて、緊張感を持って財政運営に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

副議長 北村嗣雄君。

1番 ありがとうございます。私は、対処というか、今後の取組についての確認というか、いたしたいというところから、今後の見通しというか、取組を質問したところでございます。いずれにせよ厳しい状況ではございますが、さらなる改善策に取り組むことを、まずお願いするものでございます。

次に、(2)番に入らせていただきますが、これに付随しているわけけれども、人口減少とともに税収減も避けられず、今後さらに財源不足の厳しい財政運営が予想されることから、これまでの既存事業の見直しも含めた対策が問われていると思われるが、考えを伺います。よろしく申し上げます。

副議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、当町におきましては人口減少に伴う税収の減少は避けられず、今後さらに厳しい財政運営が見込まれるものと認識をしております。こうした中で、将来に

わたって安定した行政サービスを維持していくためには、既存事業の精査、選択を含む歳出構造の見直しと歳入の確保を車の両輪として進めていくことが不可欠であるというふうに考えております。

まず、既存事業の精査及び歳出削減についてであります。喫緊の課題である公債費負担の縮減につきましては、先ほど申し上げた地方債の繰上償還の検討に加え、新規の起債事業を厳選し、投資的経費の抑制を図ってまいりたいと考えております。

また、総合計画や中期財政計画の枠組みの下で、毎年度総合計画のローリングや決算分析を通じて既存事業の費用対効果や達成度を検証し、真に必要な事業への重点化、重点投資を進めてまいります。

あわせて、公共施設や道路、トンネル、橋梁等につきましては、個別施設計画や長寿命化計画に基づき、更新時期の平準化と維持管理コストの縮減を図ってまいります。

次に、歳入確保についてであります。人口減少に伴う税収の減少を補うため、ふるさと納税のさらなる拡充に取り組むとともに、公共料金の適正な見直しや未利用基金の活用、減債基金の計画的な確保、有利な過疎債ソフト事業の活用など、中期財政計画で掲げた各種収入確保策を着実に実行してまいります。

これらの歳入確保策と歳出抑制策を総合的に進めることにより、将来の財源不足の発生を抑えつつ、限られた財政の中でも必要な行政サービスを持続的に提供できるよう、引き続き持続可能な財政基盤の確保に向けて最大限努力をしてまいることにしております。

副議長 北村嗣雄君。

1番 ありがとうございます。私が今回この質問を入れたのは、それなりに新年度に向けての予算あるいは事業の計画なりされている中で、やはり今後2期目を目指す内記町政がこうした重荷をしょっての活動をすると

と、かなりの負担なり影響が感じられることから、そうした対策というものを確認し、その辺の町の取組を確認の上で質問させていただきました。

今後こういう情勢の中で、大変厳しい中でやられるが、やはり一層のそうした対策に取り組みながら町政運営を活発にさせていただきたいと思っております。

私は、この質問で終わるわけですがけれども、今後一層の努力をお願いして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

副議長 以上で北村嗣雄君の一般質問を終結します。

続いて、日程第2、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和7年度西和賀町一般会計補正予算（第4号）について）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 ただいま上程になりました承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和7年度西和賀町一般会計補正予算（第4号）について）提案理由を申し上げます。

この専決処分は、民間温泉施設の修繕などに伴い予算の調製を早急に行う必要が生じ、緊急を要するため地方自治法第179条第1項の規定に基づき令和7年10月6日に専決処分を行ったので、同条第3項の規定によりその承認を求めるものであります。

1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ808万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億354万4,000円とするものです。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、補正予算の内容について歳出から説明いたします。7ページを御覧ください。

3款2項1目児童福祉総務費については、障がい児通所給付費の支払いに不足が見込まれることから、150万円を増額するものです。

7款1項3目観光費については、民間温泉施設の揚湯ポンプが故障し、早急に交換工事を行う必要が生じたため、温泉開発事業補助金658万6,000円を増額するものです。

次に、歳入についてご説明いたします。6ページを御覧ください。16款1項1目民生費国庫負担金75万円及び17款1項1目民生費県負担金37万5,000円の増額は、歳出の障がい児通所給付費の財源として、20款2項1目他会計繰入金、温泉事業特別会計からの繰入金658万6,000円の増額は、歳出の温泉開発事業補助金の財源として、それぞれ見込むものです。

21款1項1目繰越金37万5,000円の増額は、今回の補正予算の財源に充てるものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようお願いいたします。

副議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

高橋宏君。

8番 歳出の7ページ、今回の専決処分については、温泉開発事業の補助ということで、揚湯管の修理という説明がありました。このポンプの耐用年数は、どのくらいになっているのでしょうか。

副議長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

まず、今回は民間の設備ということで、源泉の温度等によってもポンプの耐用年数というものには違いがございまして、例えば1年で交換しなければならないところもあれば、3年、4年ということもあって、一概には言えませんけれども、まず大体温泉のポンプについては3年ぐらいで交換に至っているとい

うふうに捉えております。

以上です。

副議長 高橋宏君。

8番 それでは、修理については約3年ぐらい経過したものの修理ということになっているのでしょうか。

副議長 観光商工課長。

観光商工課長 今回の修理につきましては、まず今回の対象となった民間施設について、3年ということではございませんが、突発的に故障が生じたということにはなりません。補助金自体の交付対象も、一度補助金を使った場合は3年間は使えないというようなことで、そのような対応をしておりますので、交付要綱には沿った形で支出をしております。

以上です。

副議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

副議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付するにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

副議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて(令和7年度西和賀町一般会計補正予算(第4号)について)を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

副議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、日程第3、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて(令和7年度西和賀町温泉事業特別会計補正予算(第3号)について)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 ただいま上程になりました承認第2号
専決処分事項の承認を求めることについて
（令和7年度西和賀町温泉事業特別会計補正
予算（第3号）について）提案理由を申し上げ
ます。

この専決処分は、承認第1号 専決処分事
項の承認を求めることについて（令和7年度
西和賀町一般会計補正予算（第4号）につい
て）の提案理由で説明したとおり、民間温泉
施設の揚湯ポンプが故障したことにより温泉
開発事業補助金の交付が必要となったことか
ら、地方自治法第179条第1項の規定に基づ
き令和7年10月6日に専決処分を行ったので、
同条第3項の規定によりその承認を求めら
れるものであります。

1 ページを御覧ください。第1条、歳入歳
出予算の補正については、歳入歳出予算の総
額に歳入歳出それぞれ658万6,000円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ
7,942万1,000円とするものです。歳入歳出予
算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金
額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第
1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、補正予算の内容について歳出か
ら説明いたします。7 ページを御覧ください。
1 款 1 項 1 目温泉施設管理費、27節繰入金
658万6,000円の増額は、民間温泉施設の揚湯
ポンプの交換費用に対する温泉開発事業補助
金相当額を一般会計へ繰り出すものです。

次に、歳入について説明いたします。6
 ページを御覧ください。3 款 2 項 1 目 1 節温
泉開発整備基金繰入金658万6,000円を増額し、
今回の補正事業の財源に充てるものです。

以上で提案理由と内容について説明を終
りますので、ご審議の上、原案のとおりご承
認くださいますようお願いいたします。

副議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

質疑ありませんか。

（なしの声）

副議長 質疑なしと認め、これで質疑を終
わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することに
ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

副議長 異議なしと認め、直ちに表決に入
ります。

承認第2号 専決処分事項の承認を求め
ることについて（令和7年度西和賀町温泉事
業特別会計補正予算（第3号）について）を採
決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成
の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

副議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり承認
することに決定しました。

続いて、日程第4、承認第3号 専決処
分事項の承認を求めることについて（令和7
年度西和賀町一般会計補正予算（第5号）に
ついて）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求め
ます。

町長。

町長 ただいま上程になりました承認第3号
専決処分事項の承認を求めることについて
（令和7年度西和賀町一般会計補正予算（第
5号）について）提案理由を申し上げます。

この専決処分は、全国的にこれまでに例
のない市街地等への熊の出没並びに熊による
人的被害が拡大しており、緊急銃猟を含む有
害鳥獣対策を早急に講ずるための予算を調
製する必要が生じ、緊急を要するため地方
自治法第179条第1項の規定に基づき令和
7年10月31日に専決処分を行ったので、
同条第3項の規定によりその承認を求め
るものであります。

1 ページを御覧ください。第1条、歳入歳
出予算の補正については、歳入歳出予算の総

額に歳入歳出それぞれ302万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億656万9,000円とするものです。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、補正予算の内容について歳出から説明いたします。7ページを御覧ください。6款2項1目林業総務費、有害鳥獣対策事業については、有害鳥獣駆除に当たる人の安全を確保するとともに、適切かつ確実に駆除を遂行するために必要となる備品等を購入するものです。主な内容は、駆除に当たる人の安全確保のためのヘルメット、防刃ベスト、熊撃退スプレー等の購入費用として消耗品費60万1,000円を増額、同様に安全確保のための防護盾、熊専用防除機、連絡用のデジタルトランシーバー、害獣駆除用ドラム缶わな等の購入費用として備品購入費242万1,000円を増額するものです。

次に、歳入について説明いたします。6ページを御覧ください。21款1項1目繰越金302万5,000円を増額し、今回の補正予算の財源に充てるものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようお願いいたします。

副議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

高橋宏君。

8番 私また歳出の7ページで、熊対策ということで備品購入されたようです。トランシーバーとバッテリー充電器というのは分かるのですが、熊専用防除機というのがどのようなものかということ、先ほど一般質問でも申し上げましたが、ドラム缶のわな、これで何個準備できたかについてお伺いします。

副議長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

熊専用防除機については、爆音機といって熊を寄せつけないための音を発する機械、そしてあとその附属のソーラーシステム、そちらになります。

あとそれから、ドラム缶のわなについては、今回は5基の予定としておりました。

以上です。

副議長 高橋宏君。

8番 今ドラム缶のほう5基ということだったのですけれども、先ほど一般質問でも言ったように、なかなか足りていないという状況、あとはあってもさびているという状況だということだったのですけれども、今5基そろえたということで、取りあえず熊が増えている状態で、どれくらいで間に合うかということではないのでしょうか、5基そろえたということで、当面の間はこれでまずいのでいけるというか、使用にはそんなに不便を感じず使っていけるという状況なのでしょうか。

副議長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

熊のわな5基については、どうしても作るのに時間がかかるというところもあります。取りあえず5基ということで、冬期、もう猟期に入っておりますので、今年の夏から秋にかけてというような状況では今はございませんので、当面は大丈夫ということで。ただ、今後増設することで検討はしておりました。

以上です。

副議長 北村嗣雄君。

1番 私のほうからですが、備品の購入についてですけれども、熊専用防除機、それから害獣駆除用のドラム缶のわなというか、籠のわなですが、これは数量的にはどのぐらいの購入になっているのか。

副議長 農林課長。

農林課長 お答えしたいと思います。

先ほどの答弁でもお話ししましたけれども、熊専用防除機については爆音機で5台の予定でございます。それから、ドラム缶のわなについては、こちらも5台ということになっております。

以上です。

副議長 北村嗣雄君。

1番 重複させてすみません。この利用に当たっては、一般住民に、対象の農家とかには貸付けは可能なわけですか。その辺確認します。

副議長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

今回の購入する物品については、基本的には緊急銃猟を実施する場合の備品と、そしてさらにそれに併せて熊専用防除機、爆音機も購入するわけですが、こちらの爆音機については一般の方で借りしたいというのであれば、貸すことは可能です。

ただ、状況、それからあと町のほうでも町内全域に設置しておりますので、そこら辺の数量的なものの状況を見ながらということになりますけれども、爆音機までは貸出しはできできると思います。ただ、わなとか、こちらになると鳥獣被害対策実施隊と、猟友会の方々でないと思えないので、貸出しはしないということになります。

以上です。

副議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

副議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付するにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

副議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

承認第3号 専決処分事項の承認を求める

ことについて（令和7年度西和賀町一般会計補正予算（第5号）について）を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

副議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、日程第5、議案第1号 西和賀町印鑑条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 ただいま上程になりました議案第1号 西和賀町印鑑条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

現在町が進めている地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づく自治体標準準拠システムへの移行に伴い、所要の改正をしようとするものです。

1ページを御覧ください。第6条については、自治体標準準拠システムにおいて印影のほか、印鑑登録申請者に係る登録番号、登録年月日、氏名などの事項を印鑑登録原票確認票に登録することから、「印鑑登録原票」を「印鑑登録原票確認票」に改めるもので、第9条以降についても同様に、「印鑑登録原票」を「印鑑登録原票確認票」に改めるものです。

第8条、登録の変更申請についてですが、これまでは登録していた印鑑を変更する手続きが可能でしたが、自治体標準準拠システムではシステムの仕様が異なるため、印鑑の変更手続きができなくなることから、第8条を削るものです。

なお、この改正条例の施行後は、登録していた印鑑を変更しようとする場合は、登録していた印鑑情報を一旦抹消し、改めて新規に登録し直すこととなります。

第8条を削ることに伴い、第9条を第8条に改め、同様に2ページ第10条から4ページ第19条まで1条ずつ繰り上げるものです。

次に、附則についてであります。この条例は公布の日から施行するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

副議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

高橋宏君。

8番 今制度が変わるといふことの説明だったのですけれども、印鑑登録している印鑑をなくしてしまったというようなこともあるかとは思います。印鑑登録している印鑑を使わなければいけないような手続もあるのですけれども、もしなくした場合の手続については、その場ですぐ新しいのに変更できるということなのでしょうか。

副議長 町民課長。

町民課長 ただいまの質問については、窓口で手続をしていただくことで可能になります。

以上です。

副議長 真嶋実君。

2番 印鑑の変更の手続がなくなって廃止と、さらに新たにということでしたけれども、一応確認ですけれども、その場合該当する条文というのは資料の2ページで、改正後でいうところの第9条、印鑑の廃止申請というところがそのまま該当するので、特にここは変更の必要はないということでしょうか。

副議長 町民課長。

町民課長 議員お見込みのとおりです。

副議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

副議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付するにご異

議ありませんか。

(異議なしの声)

副議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第1号 西和賀町印鑑条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

副議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第6、議案第2号 西和賀町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 ただいま上程になりました議案第2号 西和賀町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

人事院は、本年8月7日に公務員と民間との給与等の比較に基づく給与改定に関する勧告を行いました。西和賀町においては、従来から人事院勧告に準じ給与改定を実施してきたところであり、人事院勧告を基本として条例を改正しようとするものです。

詳細については担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

副議長 総務課長。

総務課長 それでは、条例改正の内容について説明いたします。

条例改正の主なものは、人事院勧告を基本とした一般職の職員の給与等について改正をしようとするもので、改正の内容としては、初任給調整手当、宿日直手当、通勤手当の改正並びに特別給について、現在の年間4.6月分を年間4.65月分とするため、期末手当を

0.025月分、勤勉手当を0.025月分の合計0.05月分を引き上げるとともに、別表の給料表を改正するものです。

1 ページを御覧ください。初めに、第1条関係について説明します。第12条、初任給調整手当については、医師の初任給調整手当、月額41万6,600円を41万7,600円に引き上げるものです。第20条、期末手当については、2 ページ、第2項の期末手当の支給割合を「100分の125」から「100分の127.5」とするものです。

第3項は、定年前再任用短時間勤務職員の支給割合である100分の70に読替規定しているものを100分の72.5とするものです。第21条、勤勉手当については、第2項第1号の勤勉手当の支給割合を「100分の105」から「100分の107.5」とするものです。

3 ページ、第2号は、定年前再任用短時間勤務職員の支給割合を100分の50から100分の52.5とするものです。

3 ページから26ページまでは、行政職給料表及び医療職給料表の改正になります。

次に、第2条中表1について説明いたします。第13条、通勤手当については、民間の同種手当の支給状況等を踏まえ、手当額を改めるとともに、距離区分の上限「65キロ以上」を「100キロ以上」とし、使用距離に応じた新たな区分及び手当額を定めるものです。

29ページ、第16条、宿日直手当については、勤務1回につき病院に勤務する医師にあつては「2万1,000円」を「2万2,500円」に、なお半日勤務日に退庁時から引き続き行われる宿直勤務にあつては「3万1,500円」を「3万3,750円」に、医師以外の職員にあつては「5,500円」を「6,400円」に、なお半日勤務日に退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては「8,250円」を「9,600円」に、その他の職員にあつては「4,400円」を「4,700円」に、なお半日勤務日に退庁時から引き続

いて行われる宿直勤務にあつては「6,600円」を「7,050円」にそれぞれ改めるものです。

次に、第2条中表2について説明いたします。第13条、通勤手当については、31ページ、第5項にて1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新たに規定するものです。

32ページを御覧ください。第20条、期末手当及び第21条、勤勉手当については、先ほど説明しました第1条で改正する期末手当及び勤勉手当の支給割合について、令和8年度以降の6月、12月の支給割合が均等となるよう改めるものです。

第20条、期末手当の第2項では「100分の127.5」を「100分の126.25」に、第3項では「100分の127.5」を「100分の72.5」に読替規定しているものを「100分の71.25」にそれぞれ改めるものです。

第21条、勤勉手当の第2項第1号では、33ページになりますが、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、第2号では「100分の52.5」を「100分の51.25」にそれぞれ改めるものです。

別表第2、医療職給料表(2)については、医療技術員の給料表の備考に管理栄養士を追加し、別表第3の級別基準職務表には、34ページ、医療技術員の基準となるべき職務1級に管理栄養士を追加し、職務の明確化を図るものです。

次に、附則についてであります。附則第1項で施行日を公布の日からとし、第2条中表1の項は令和8年1月1日から、同条中表2の項は同年4月1日から施行するものです。

第2項では、第1条2の規定による改正後の給与条例、第12条第1項第1号、別表第1及び別表第2の規定は令和7年4月1日から、同条例第20条第2項及び第3項並びに第21条第2項の規定は令和7年12月1日から適用す

るものです。

第3項では給与の内払、第4項では規則への委任について、それぞれ規定をするものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

副議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

副議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

副議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第2号 西和賀町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

副議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第7、議案第3号 西和賀町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 ただいま上程になりました議案第3号 西和賀町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

人事院勧告を基本とする一般職の職員の給与改定に係る西和賀町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、会計年度任用

職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合を改正しようとするものです。

改正内容は、一般職の職員と同様に期末手当を0.025月分、勤勉手当を0.025月分の合計0.05月分引き上げるものです。

詳細については担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

副議長 総務課長。

総務課長 それでは、条例の改正内容について説明いたします。

今回の条例改正は、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当について、人事院勧告を基本とした一般職の職員の給与等、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い改正をしようとするものです。

1ページを御覧ください。第1条関係を説明します。第16条第2項、会計年度任用職員の期末手当の支給割合について、先ほど議決いただきました一般職の職員と同様に「100分の125」から「100分の127.5」とするものです。

第17条第2項、会計年度任用職員の勤勉手当の支給割合についても、一般職の職員と同様に「100分の105」から「100分の107.5」とするものです。

次に、第2条関係について説明いたします。2ページを御覧ください。第16条、会計年度任用職員の期末手当及び第17条、会計年度任用職員の勤勉手当については、先ほど説明しました第1条で改正する期末手当及び勤勉手当の支給割合について、令和8年度以降の6月、12月の支給割合が均等となるよう改めるものです。

第16条第2項、会計年度任用職員の期末手当では、「100分の127.5」を「100分の126.25」に改めるものです。

第17条第2項、会計年度任用職員の勤勉手当では「100分の107.5」を「100分の

106.25」に改めるものです。

次に、附則についてであります。附則第1項及び第2項で施行日を公布の日からとし、第1条の規定については令和7年12月1日から適用し、第2条の規定については令和8年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

副議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

副議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

副議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第3号 西和賀町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

副議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第8、議案第4号 西和賀町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 ただいま上程になりました議案第4号 西和賀町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

人事院勧告を基本とする一般職の職員の給与改定に係る西和賀町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、特別職の職員の期末手当の支給割合を改正しようとするものです。

改正内容は、一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合引上げ相当分として、期末手当を0.05月分引き上げるものです。

詳細については担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

副議長 総務課長。

総務課長 それでは、条例の改正内容について説明いたします。

町長、副町長、教育長の期末手当については、人事院勧告に伴う一般職の職員の特別給の改定率を考慮し、調整を行ってきたところであります。

今回の一般職の職員の特別給支給割合が民間と比較し、下回っているということで、先ほどご決定いただきましたように、期末手当及び勤勉手当、合わせて0.05月分引き上げることとなりましたが、町長、副町長、教育長にあっては勤勉手当の支給基準がありませんので、一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合引上げ相当分を期末手当で調整するための改正をしようとするものであります。

第1条関係を説明します。1ページを御覧ください。第3条第2項において、一般職の職員の期末手当の支給割合である「100分の125」を「100分の162.5」に読み替えて規定しているものを「100分の167.5」に改め、令和7年12月期支給の期末手当を0.05月分引き上げるものです。

次に、第2条関係を説明します。2ページを御覧ください。第3条第2項の期末手当の支給割合について、令和8年度以降の6月期及び12月期における期末手当の支給割合をそれぞれ100分の165に改め、年間で0.05月分引

き上げるものです。

次に、附則についてであります。附則第1項及び第2項で施行日を公布の日からとし、第1条の規定については令和7年12月1日から適用し、第2条の規定については令和8年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

副議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

副議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

副議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第4号 西和賀町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

副議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第9、議案第5号 西和賀町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 ただいま上程になりました議案第5号 西和賀町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この条例も人事院勧告を基本とする一般職

の職員の給与改定に係る西和賀町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、議会議員の期末手当の支給割合を改正しようとするものです。

改正内容は、一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合引上げ相当分として、期末手当を0.05月分引き上げるものです。

詳細については担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

副議長 総務課長。

総務課長 それでは、条例改正の内容について説明します。

1ページを御覧ください。第1条関係を説明します。第5条第2項の期末手当の支給割合について、町長、副町長、教育長と同様の理由により、「100分の162.5」を「100分の167.5」に改め、令和7年12月期支給の期末手当を0.05月分引き上げるものです。

次に、第2条関係を説明します。2ページを御覧ください。第5条第2項の期末手当の支給割合について、令和8年度以降の6月期及び12月期における期末手当の支給割合をそれぞれ100分の165に改め、年間で0.05月分引き上げるものです。

次に、附則についてであります。附則第1項及び第2項で施行日を公布の日からとし、第1条の規定については令和7年12月1日から適用し、第2条の規定については令和8年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

副議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

副議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

副議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第5号 西和賀町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

副議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため1時まで休憩します。

午前11時55分 休憩

午後1時00分 再開

副議長 休憩を解き審議を再開します。

続いて、日程第10、議案第6号 西和賀町立保育所条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。
町長。

町長 ただいま上程になりました議案第6号 西和賀町立保育所条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

町ではこれまで、保育所あり方検討委員会での議論、保護者や町民皆様との意見交換等を踏まえ、保育施設を統合整備する方針を決定し、保育施設統合整備事業を進めてまいりました。このたび町立保育所における運営統合の準備が整ったことから、令和8年度から町立保育所3施設をせんだん保育所1施設へ統廃合するため、所要の改正をしようとするものです。

1ページを御覧ください。第1条第2項の表中、西和賀町立川舟保育所及び西和賀町立新町保育所の名称及び位置を削るものです。

次に、附則についてであります。この条

例は令和8年4月1日から施行するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

副議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
質疑ありませんか。

真嶋実君。

2番 この条例案では、3つの保育所が1つになるときの名称がせんだん保育所になるということで提案されていますが、その後将来的に園舎等が新しくなった場合、名称の変更などは現段階で考えているのでしょうか。

副議長 子育て支援室長。

子育て支援室長 お答えいたします。

現段階では、まだ未定ではございますけれども、新しい園舎になった場合に認定こども園化というのもちよっと今検討しておりますので、その場合は名称が変わるといったところで、現在検討中というところです。

以上です。

副議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

副議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

副議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第6号 西和賀町立保育所条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

副議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第11、議案第7号 西和賀町

上下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 ただいま上程になりました議案第7号西和賀町上下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしようとするものです。

1 ページ、第19条については、育児時間の取得パターンの多様化等に対応するため、現行の1日につき2時間を超えない範囲内の部分休業に加え、1年につき事業管理者が指定する時間を超えない範囲内で部分休業ができるようにしようとするものです。

次に、附則についてであります。この条例は公布の日から施行するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

副議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

副議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

副議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第7号 西和賀町上下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

副議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第12、議案第8号 西和賀町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 ただいま上程になりました議案第8号西和賀町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例に関し議決を求めることについて提案理由を申し上げます。

この条例は、過疎地域自治体における特別措置を規定した過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴い、同法に基づく西和賀町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止しようとするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

副議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

真嶋実君。

2番 この条例によって影響を受けるような案件が実際町内にあるのか、もしあったとしたらどのぐらいの金額の影響があるのかお知らせ願います。

副議長 税務課長。

会計管理者兼税務課長 今回の条例廃止に関しての影響ですけれども、こちらについては基となる過疎自立促進法の失効によるものです。現在この対象となるのは、令和3年3月31日までの課税免除の対象となっておりますし、その後令和3年4月1日からは新過疎法、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の課税免除に関する条例が既に制定されて

おりますので、特に影響はありません。

副議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

副議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

副議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第8号 西和賀町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

副議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第13、議案第9号 令和7年度西和賀町一般会計補正予算(第6号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 ただいま上程になりました議案第9号 令和7年度西和賀町一般会計補正予算(第6号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、令和7年度の会計が第3・四半期を経過しようとしており、事業完了並びに事業精算に向け過不足の予算調製を行うとともに、原油価格・物価高騰対策に伴う関係予算など、年度内で実施する新たな行政施策等について予算を調製しようとするものであります。

1ページを御覧ください。第1条歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億4,102万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億4,759万1,000円にしようとするもので

す。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

第2条、地方債の補正については、第2表、地方債補正のとおり1事業を追加し、3事業について限度額を変更するものです。

主な補正の内容は、4月1日付で実施した人事異動並びに人事院勧告に伴う給与費の調整のほか、基金造成事業2,000万円、地域情報通信基盤施設管理費1,311万7,000円、ふるさと納税推奨事業4,099万2,000円、原油価格・物価高騰対策冬季特別対策事業612万5,000円、障害者自立支援給付事業1,566万1,000円、道路除雪総務費1,500万円、道路除雪車両管理費1,870万円、地方債繰上償還元金2億2,385万円などを増額するものです。

詳細については担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

副議長 企画財政課長。

企画財政課長 それでは、補正予算の内容について説明をいたします。

初めに、歳出から説明いたします。12ページを御覧ください。まず、歳出全般にわたる職員人件費ですが、4月1日付の職員の人事異動に伴う調整並びに人事院勧告に基づく特別職、職員及び会計年度任用職員の給与費の補正を行うものです。

それでは、主な補正の内容について説明いたします。15ページを御覧ください。2款1項5目財産管理費、基金造成事業については、がんばる西和賀応援寄附金の増額に伴い、がんばる西和賀応援基金積立金2,000万円を増額するものです。6目企画費、地域情報通信基盤施設管理費については、県道1号泉沢地内の道路改良工事等に伴うIRU設備支障移転工事1,311万7,000円を増額するものです。ふるさと納税推奨事業については、がんばる

西和賀応援寄附金の増に伴うふるさと納税推進業務委託料等関係経費3,990万円の増額と、ガバメントクラウドファンディング活用支援事業補助金109万2,000円を増額するものです。

16ページを御覧ください。移住定住促進住宅運営事業については、移住定住促進（単身者向け）住宅駐車場舗装工事345万7,000円を増額するものです。

19ページを御覧ください。3款1項1目社会福祉総務費、原油価格・物価高騰対応冬季特別対策事業612万5,000円の増額は、原油価格・物価高騰対策として生活困窮者の冬季の経済的負担の軽減を図るため、住民税非課税世帯のうち高齢者世帯、障害者世帯、独り親世帯などに対し、1世帯当たり7,000円を支給するための助成金及び事務費であります。

20ページを御覧ください。2目高齢者福祉費、老人医療費給付事業200万円の増額は、老人医療費給付費に不足が見込まれることから、補正を行うものです。

21ページを御覧ください。3目障害者福祉費、障害者自立支援給付事業1,566万1,000円の増額は、障害者自立支援給付費及び身体障害者補装具給付費に不足が見込まれることから、補正を行うものです。

2項1目児童福祉総務費、保育委託事業については、私立保育園に係る保育所措置委託料654万円及び私立保育所等副食費補助金59万円を増額するものです。

27ページを御覧ください。6款1項3目農業振興費、株式会社山の幸運営業事業については、畜産等廃棄物処理事業費補助金595万円を増額するものです。

31ページを御覧ください。8款2項2目道路維持費、道路施設点検事業200万円の減額及び町道舗装改良事業632万2,000円の減額は、それぞれ事業費の確定によるものです。

32ページを御覧ください。3目道路除雪費、道路除雪総務費1,500万円の増額は、除雪運

転手等の時間外勤務手当を補正するものです。道路除雪車両管理費1,870万円の増額は、除雪車両に係るカッティングエッジ、タイヤチェーンなどの消耗品費、燃料費及び修繕料を見込むものです。5目橋りょう費、橋梁改修事業200万円の増額は、町道東側幹線長瀬野6号橋橋梁更新工事及び町道丸子峠線緑橋橋梁耐震補修工事負担金の事業費の調整によるものです。

33ページを御覧ください。9款1項4目防災対策費562万8,000円の増額は、全国瞬時警報システム（Jアラート）改修事業が主なものであります。

41ページを御覧ください。10款5項3目学校給食費、総合給食センター管理運営費455万5,000円の増額の主なものは、物価高騰の影響により、米、野菜などの食材が高騰している状況が続いており、給食材料費に不足が見込まれることから、補正を行うものです。

42ページを御覧ください。12款1項1目元金、地方債償還元金2億2,385万円の増額は、平成27年度に岩手県自治振興基金から借入れを行った地方債の借入れ残額について繰上償還を行うものです。2目利子、地方債償還利子については、令和6年度事業に係る地方債の借入れ実行に伴い地方債償還利子が確定したことから、213万5,000円を増額するものです。

次に、歳入についてであります。9ページを御覧ください。12款1項1目地方交付税7,914万円の増額は、補正予算の財源として普通交付税を充てるものです。

16款1項1目民生費国庫負担金1,139万7,000円の増額及び10ページ、17款1項1目民生費県負担金569万8,000円の増額は、障害者自立支援給付事業、障害者自立支援医療費給付事業及び保育委託事業の財源として見込むものです。

9ページ、16款2項2目民生費国庫補助金、

子ども・子育て支援事業費103万3,000円の増額は、後期高齢者医療制度事業の財源として見込むものです。

10ページを御覧ください。17款2項2目1節社会福祉費補助金280万円の増額は、原油価格・物価高騰対応冬季特別対策事業の財源として見込むものです。

19款1項1目1節一般寄附金については、寄附実績により300万6,000円を増額するものです。2節ふるさと納税については、がんばる西和賀応援寄附金の寄附実績及び今後の寄附見込額を精査し、4,000万円を増額、ガバメントクラウドファンディング分については、寄附実績により218万3,000円を増額するものです。企業版ふるさと納税については、寄附額が確定したことにより1,500万円を計上するもので、移住定住促進住宅運営事業に1,400万円、移住定住推進事業に100万円をそれぞれ充当するものです。

11ページを御覧ください。20款1項1目基金繰入金については、減債基金から2億2,385万円を繰り入れ、地方債繰上償還元金の財源に充てるものです。

21款1項1目繰越金4,542万8,000円の増額は、補正予算の財源として充てるものです。

22款4項1目雑入の主なものは、県道1号泉沢地内の道路改良工事に伴う光ケーブル移設工事補償費として846万2,000円を増額するものです。

23款1項2目民生債200万円の増額、6目土木債640万円の減額は、それぞれ事業費の増減に伴うものです。7目消防債560万円の増額は、全国瞬時警報システム（Jアラート）改修事業の追加が主なものです。

6ページを御覧ください。第2表、地方債補正になります。新たに全国瞬時警報システム（Jアラート）改修事業費に充てるため、緊急防災・減災事業債530万円を追加するとともに、事業費の増減に伴い3事業の限度額

を変更するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

副議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

真嶋実君。

2番 何点かありますけれども、まずページでいきますと15ページですか、2款1項6目12節、ふるさと納税推進業務委託料、先ほどがんばる西和賀応援寄附のものだということの説明がありました。加えて、次のページの16ページにガバメントクラウドファンディングという形のもの、2つそれぞれ金額が出ております。

ちょっと勉強不足で、このがんばる西和賀応援寄附金というのは、ある特定の大口でのふるさと納税に相当するようなものかとは思いますが、併せてガバメントクラウドファンディングという名称との使い分けなり整理のところを町民にも分かるように説明していただきたいなと思います。

もう一点、同じ16ページでいくと、13節のポータルサイト使用料、これについては個人のふるさと納税をお願いするに当たる業務に関わるものなんでしょうか。そこによって、要するに大口を当てにしないで、定常の一般業務としての中で、一般の働きかけとしてのふるさと納税の動きがどのように増えたり減ったりしているのかという部分と、それから大口がどういう影響を与えているかという、そういうところを含めて、ふるさと納税の事業の今年度の様子が分かるような説明をしていただけると、この補正の意味が分かってくるのかなと思います。

別件になります。16ページの同じく2款1項8目17節、豪雪地帯安全確保事業ということで、除雪機297万が設定されておりますけ

れども、こちらについてはどのように配置して、どのように使用する目的のものなのかを教えてくださいたいと思います。

以上です。

副議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

まず、ふるさと納税に関してでございます。今回ふるさと納税、大口というふうにおっしゃっていましたが、大口というふるさと納税の捉え方、どういう意味かちょっと分かりかねますけれども、今回は個人のいわゆるふるさと納税の寄附実績が、ここまでの実績が前年を上回る実績で推移していることと、今後の見込みも伸びていくだろうという傾向が分かりましたので、今回当初予算で、歳入で個人のふるさと納税1億8,000万円計上していたのですけれども、それを上回る見込みとなったことから、今回補正をするものでございます。

歳入では、10ページ、19款1項1目2節のふるさと納税5,718万3,000円のうち、がんばる西和賀応援寄附金というのが今申し上げた個人のふるさと納税の分であります。これを歳入では4,000万円増額を見込んで、今回予算計上させていただいております。これが歳入です。

一方で、今ご質問あった歳出ですけれども、15ページの一番下のふるさと納税推奨事業4,099万2,000円、これにつきましては7,000万円まで増えても対応できるように、歳出のほうは。歳入は、ちょっと歳入割れするとまずいので、歳入は少なめに見ております。歳入は4,000万円、歳出については7,000万円入ってきても対応できるように予算をつくっておかなければならないので、歳出は7,000万円ベースで予算を組んでいるということでございます。

ガバメントクラウドファンディングに関してですけれども、ガバメントクラウドファン

ディングというのは、自治体がふるさと納税制度を活用して、地域の課題解決だとかプロジェクトのために寄附を募る仕組みということで、通常のふるさと納税よりも使い道をプロジェクトとして具体的に提示して、その内容に共感した人から寄附を募るというのが特徴で、寄附者は自分の応援したいプロジェクトを選べて、税控除も受けられるという仕組みでございます。

今回このガバメントクラウドファンディング活用支援事業として、西和賀町の音楽文化の向上と発展に寄与する取組の一つとして、町内の子供たちに楽器を指導し、一緒にコンサートを開催する活動、にしわがキッズウインドというプロジェクトを立ち上げて、そちらのほうに寄附をいただいたもので、その2分の1が109万2,000円、このプロジェクトに対して補助を行うという仕組みでございます。ふるさと納税に関しては、以上でございます。

それから、豪雪地帯安全確保事業の備品購入費につきましては、昨年度も除雪機械を購入してございますが、今年度また新たに除雪機械1台購入して、地域に貸出しを行うための除雪機械1台、また整備を行うものでございます。

副議長 真嶋実君。

2番 今の説明で、大分具体的に分かってきました。もしかすると、さきの質問の段階で私が勘違いしていたのかなと思うところは、いわゆる企業版ふるさと納税とか、また別な形での大口の寄附もあったように聞いておりましたので、そこに関わる部分がかんばる西和賀かと思ったのですけれども、がんばる西和賀については、あくまでも一般的な個人納付だということで捉えていいということですね。

そうすると、12節と13節、ポータルサイト使用料も金額が増えているというのは、並行して増えるという捉え方でいいということ

すね。ということで考えると、次年度に向けても、ある程度期待ができるような金額が動いているということで確認しました。ありがとうございます。

副議長 唐仁原俊博君。

6番 歳出の14ページ、下のほうの広報事務費の中の町公式LINEアカウント機能拡張プログラム利用料となっていますけれども、これはどういったものかというのと、あと先ほど真嶋議員のほうからも質問がありましたが、16ページのガバメントクラウドファンディング活用支援事業補助金、この補助金というのがどういったものなのか。例えば事務局手数料であるとか、あるいは返礼品に充てたものかということ。

それと、23ページ、保育所管理運営費（せんだん保育所）の中の男性用トイレ設置工事について、それぞれ教えていただけたらと思います。

副議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

まず最初に、町公式LINEアカウント機能拡張プログラム利用料につきましてであります。こちらにつきましては、9月の補正予算で公式ラインアカウントの機能拡張業務委託料の予算のほうをお認めいただいております。今機能拡張業務、外部の事業者へ委託をして取り組んでいるところでございます。

機能拡張というのは、どういったものを想定しているかと申しますと、今町のほうでは公式ラインアカウントを運用しておりますけれども、今現在はデフォルト状態での運用となっております。いわゆるセグメント配信といって受信設定ができない、つまり例えば住んでいる行政区がどこに住んでいるとか、選べるようになっておりません。そのことによって、どういうことが起きているかということ、登録した人全員に要らない情報も伝わってしまうということで、これを先ほど

申しあげましたセグメント配信とって、自分が欲しい情報だけもらえる、届くような、そういう設定が必要になってくるので、そういう機能を今構築中でございます。これが出来上がりましたら、機能の利用料が発生しますので、今回その利用料を補正予算に計上させていただきますというものでございます。

それから、ガバメントクラウドファンディング活用事業補助金でございますが、こちらは先ほど申しあげましたプロジェクトの実施者にガバメントクラウドファンディングで寄附いただいた金額の半分をプロジェクトの実施者に補助金を支出するというので、そのお金でもってプロジェクトを実行するというのものでございます。

副議長 子育て支援室長。

子育て支援室長 私からは、23ページ、保育所管理運営費（せんだん保育所）の部分の男性用トイレ設置工事の部分の説明をさせていただきたいと思います。

来年4月から3保育所を統合して、せんだん保育所で保育を行うということになります。それに伴って児童数も増える一方で、先生方も統合によりまして人数が増えるということになります。せんだん保育所、ただいま大人用の洋式トイレのみでというところで、3人男性の先生が増えるといったこともありまして、その部分に対応するために増設をしようとするものになります。

以上です。

副議長 高橋宏君。

8番 私は、給食のことでですけれども、41ページの給食センターの管理運営費で材料費、米などの食材の高騰ということだったのですけれども、これによってメニューの変更などは起きていないのでしょうか。

副議長 学務課長。

学務課長 42ページの給食材料費193万円の補正をお願いしておりました。こちらのほうは、

食材のほう、特に米や野菜の値上がり等により、今後の給食材料費に不足が見込まれることからの補正となります。

米等の値上がりで御飯給食の回数を減らすとか、そういう部分は考えておりませんし、あと給食自体の質の低下等はないように取り組んでおりますし、これからもそのように取り組んでいきたいと思っているところです。御飯回数を減らすとか、そういったメニューへの影響等はないように取り組んでいきたいというふうに思っております。

副議長 普本歌織君。

3番 2点お願いします。

1点目が歳入の16款国庫支出金のところで、子ども・子育て支援事業費、先ほど後期高齢者事業の財源に充てるということでご説明ありましたが、この事業はどういった事業なのかということでご説明をお願いいたします。

もう一点は、歳出、23ページ、先ほど唐仁原議員から男性トイレの工事について、せんだん保育所の工事費ということで、先ほど男性トイレのご説明あったのですが、そのほかのホール、エアコン移設、保育室、パーティションと天井コンセントの工事が予定されているようですが、その内容についてもお知らせください。

副議長 普本歌織君、最初のページ数を教えてください。

3番 9ページです。

副議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 歳入の9ページにあります16款の子ども・子育て支援事業費の103万3,000円の内容についてお答えいたします。

こちらにつきましては、令和8年4月からスタートします子ども・子育て支援金制度に伴いまして、後期高齢の保険料に支援金が新たに追加になるということで、システム改修に係る経費が全額国のほうから、国庫から補助が入ることになりますので、そちら

について、今回その金額が決定したことに伴い歳入の予算を計上したところになります。

副議長 子育て支援室長。

子育て支援室長 23ページ、せんだん保育所の保育所管理運営費の工事関係の部分の説明をさせていただきたいと思います。

まず、遊戯ホールなのですがけれども、現在エアコンがついておりませんでしたので、閉所する保育園から移設をして設置しようとするものになりますし、あとパーティション設置工事については、保育室、子供が増えるところと、あといろいろ物品を保管する場所が必要になるというところで、仕切りをする工事となります。また、コンセント関係については調理室、あとそれから職員室のほうも先生方が増えるといったところで、電源の工事を予定しております。

そのほか、いずれの建て替え工事を控えているというところで、必要最小限度の修繕をして、来年、8年度4月からの保育を実施できるようにといった準備の予算となっております。

説明は以上となります。

副議長 普本歌織君。

3番 2点目については了承しました。必要な工事を進めていただきたいと思います。

1点目について確認なのですが、国の制度だと思うのですが、子ども・子育て支援事業ということで、全世代への負担を求め、医療保険に上乗せする制度という理解で間違いなかったですか。

副議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 子ども・子育て支援金制度についてお答えいたします。

子ども・子育て支援金制度は、全世代や企業の皆様から支援金を拠出していただいて、それによる子育て世帯に対する給付の拡充をして、子供や子育て世帯を社会全体で応援するという仕組みとなっております。国のほう

の制度として、今回スタートしているものになります。

副議長 北村嗣雄君。

1番 2件ほどお伺いします。

21ページ、20ページに重なりますけれども、障害者自立支援給付事業、これの詳細をちょっとお知らせいただきたいと思います。

それから、27ページの農業振興費、山の幸運営事業に対しての畜産等廃棄物処理事業補助金590万とあるのですけれども、これの補助に対して、これは当初見込まれていた補助金なのか、それとも今回新たになのか、ちょっとその辺お知らせいただきたいと思います。

副議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 補正予算の20ページの障害者自立支援給付事業の内容についてになります、障害福祉サービスということで、西和賀町ですとワークステーション湯田・沢内に通所していたり、グループホームなどに係る経費の部分について、町で給付をしているところになりますし、またあとプラスして補装具、障害者の方が補装具が必要になった際に、その一部について町のほうから給付をしています。こちらについては、国と県と町と、それぞれ財源の内訳がありますので、そちらについては国庫と県のほうから、それぞれ負担金をいただいているところになります。

副議長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

畜産等廃棄物処理事業費補助金595万円の増額補正ということなのですけれども、こちらについては株式会社山の幸王国さんのほうに例年お支払いしている補助金になりますけれども、当初予算で計上はしておったのですけれども、来年の3月まで、要するに令和7年度の事業見込みを計算すると、どうしても事業費が足りなくなると、不足するというこ

とで、それに充てるための補助金ということで、595万円ということで計上させていただいております。

以上です。

副議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

副議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

まず最初に、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

副議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

普本歌織君より通告がありましたので、これを許します。

普本歌織君。

3番 こちらの補正予算につきましては、迅速に進めるべき予算が含まれており、賛成いたします。

先ほど指摘させていただいた子ども・子育て支援金制度につきましては、国の制度ではありますが、子育て支援を名目に、全世代への負担増を求めるもので、容認し難いものがあります。子育て支援を進めるためには、町もこの事業を推進せざるを得ないことは理解いたします。しかし、子育て支援については、国は物価高騰が続いている中、国民負担を増やすのではなく、今ある財源の組替え、また空前の利益を上げている大企業への応分の税負担で実現することができるものであります。

このことについて、国に対し声を上げていく必要があるということを申し述べて、賛成いたします。

副議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

副議長 ほかに討論のある方ございませんか。

(なしの声)

副議長 討論を終了し、表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

副議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第9号 令和7年度西和賀町一般会計補正予算(第6号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

副議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第14、議案第10号 令和7年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 ただいま上程になりました議案第10号 令和7年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について提案理由を申し上げます。

1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,662万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億413万2,000円にしようとするものです。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

詳細については担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

副議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、補正予算の内容について歳出から説明いたします。

7ページを御覧ください。1款1項1目一般管理費31万1,000円の増額、2項1目賦課徴収費73万4,000円の減額は、人事異動及び人事院勧告に伴う給与費などの補正をするも

のです。

2款1項1目療養給付費6,385万3,000円、2項1目高額療養費1,387万6,000円、4項1目出産育児一時金50万円、8ページ、5項1目葬祭費9万円の増額は、それぞれ保険給付費に不足が見込まれることから、補正をするものです。

5款2項1目保健衛生普及費7万円の増額は、通信運搬費に不足が見込まれることから、補正をするものです。

6款1項1目財政調整基金積立金36万6,000円の増額は、令和6年度からの繰越金の額が確定したことに伴い、基金に積み立てるものです。

8款1項2目償還金829万2,000円の増額は、令和6年度決算の確定に伴い、県支出金の普通交付金及び特別交付金の返還金を計上するものです。

次に、歳入の説明ですが、6ページを御覧ください。3款1項1目保険給付費等交付金7,772万9,000円の増額、5款1項1目一般会計繰入金52万9,000円の減額、2項1目基金繰入金32万7,000円の増額は、歳出で説明しました一般管理費、賦課徴収費、保険給付費の財源とするものです。

6款1項1目繰越金865万8,000円の増額は、令和6年度の決算の確定に伴い補正をするものです。

8款1項1目社会保障・税番号制度システム整備費補助金2万4,000円の増額は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う周知広報等の事業で実施した事業経費に国庫補助金が充てられることが確定したことに伴い補正をするものです。2目子ども・子育て支援事業費補助金41万5,000円の増額は、子ども・子育て支援金制度に係るシステム改修事業に要する経費に国庫補助金が充てられることが確定したことに伴い補正をするものです。

以上、説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

副議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

副議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

副議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第10号 令和7年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

副議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第15、議案第11号 令和7年度西和賀町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程になりました議案第11号 令和7年度西和賀町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について提案理由を申し上げます。

1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億651万2,000円にしようとするものです。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額

は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、補正予算の内容について歳出から説明いたします。7ページを御覧ください。1款2項1目徴収費、12節事務支援システム機器保守業務委託料6万8,000円、13節事務支援システム機器賃借料30万円の増額は、当初予算積算時に、標準化システムへの移行後は、移行前まで使用しているシステムの保守及び機器賃貸借契約が一部解約すると解釈して予算を計上したところですが、標準化システム移行後も継続して契約する必要があるため、委託料及び賃借料に不足が見込まれることから、増額するものです。

次に、歳入の説明ですが、6ページを御覧ください。3款1項1目一般会計繰入金36万8,000円の増額は、歳出で説明しました徴収費の補正に伴い増額するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

副議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

副議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

副議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第11号 令和7年度西和賀町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

副議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決され

ました。

ここで2時5分まで休憩します。

午後 1時57分 休 憩

午後 2時05分 再 開

副議長 休憩を解き審議を再開します。

続いて、日程第16、議案第12号 令和7年度西和賀町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 ただいま上程になりました議案第12号 令和7年度西和賀町介護保険特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正については、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ439万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億8,824万4,000円とし、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ89万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,045万3,000円にしようとするものです。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

詳細については担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいようお願いいたします。

副議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、初めに保険事業勘定における補正予算の内容について歳出から説明いたします。

8ページを御覧ください。1款1項1目一般管理費2万7,000円、2項1目賦課徴収費35万9,000円の増額、9ページ、3款2項1目包括的支援事業費57万3,000円、3項3目認知症総合支援事業費19万1,000円の増額は、人事異動及び人事院勧告に伴う給与費、令和

7年度の税制改正対応に基づく介護保険システムの改修業務委託料などを補正するものです。

8ページに戻り、2款1項1目居宅介護サービス給付費1,720万円の減額、5目施設介護サービス給付費1,200万円、2項1目介護予防サービス給付費220万円、3目地域密着型介護予防サービス給付費300万円、3項1項1目介護予防・生活支援サービス事業費400万円の増額は、それぞれのサービス給付費に過不足が見込まれることから、補正をするものです。

3款1項3目介護予防ケアマネジメント事業費18万6,000円の増額は、介護予防ケアマネジメント業務の件数が当初の見込みより増加しており、不足が見込まれることから、補正をするものです。

2項3目権利擁護事業費6万6,000円の増額は、成年後見制度の町長申立てに係る経費を補正するものです。

10ページ、5款1項1目介護給付費準備基金積立金101万2,000円の減額は、給付費等の補正に伴い積立金を減額するものです。

次に、歳入の説明ですが、6ページを御覧ください。3款1項国庫負担金60万円の減額から、7ページ、7款1項他会計繰入金114万4,000円の増額までは、歳出で説明をしました総務費、保険給付費及び地域支援事業費の財源として、それぞれの負担割合に応じて補正をするものです。

続いて、介護サービス事業勘定の歳出について説明いたします。18ページを御覧ください。1款1項1目一般管理費89万4,000円の増額は、人事院勧告に伴う給与費などを補正するものです。

次に、歳入の説明ですが、17ページを御覧ください。2款1項1目一般会計繰入金68万7,000円の増額は、歳出で説明しました一般管理費の財源とするものです。

3款1項1目繰越金20万7,000円の増額は、令和6年度決算の確定に伴い補正をするものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

副議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

真嶋実君。

2番 8ページの2款、居宅介護サービス給付と、それから施設介護サービス給付、こちらがマイナスで1,720万と、逆に増えるほうで1,200万ということで、比較的大きな動きがありますけれども、これは対象者の事情による個別的なものなのか、構造的な何かがあるのか、要因についてお知らせ願います。

副議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 保険事業勘定の8ページ、2款1項の介護サービス費等の内容の1目の居宅介護サービス給付費、そして5目の施設介護サービス給付費のそれぞれの増減になりますが、それぞれ当初予算に計上した際には、昨年度のこの時期に令和6年度の事業の状況を踏まえて、それぞれ予算を見込んで計上したところですが、居宅介護サービス給付費につきましては、自宅にいながら通所サービスを受けたり、それから訪問のサービスを受けたりする在宅サービスの部分になるので、居宅サービスになるのですけれども、そちらについては利用者が今居宅にいる方が減ってきているということもあり、認定を受けながらも居宅のサービスを利用している方が減っているというところで、金額のほうが減額になっておりますし、逆に施設介護サービスにつきましては、特別養護老人ホームであったり、介護の老人保健施設等の施設関係のサービスですので、そちらのほうは見込みよりも利用している方々がそれぞれ増えているとい

うところでの増額ということになっております。

副議長 真嶋実君。

2番 ごめんなさい。傾向というのは、単年度に限った状況なのか、今後そういう利用者の傾向として見込まれるのかということを含め、構造的な部分でちょっと教えてください。

副議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 西和賀町の高齢者の今の年齢の段階というのが、85歳以上の方々が多く占めております。今現在在宅で元気に過ごされている高齢者の方々も、ちょっと何かのタイミングで病氣したりとなったときに、実際今家庭内での家族の介護力がちょっとどうしても低下しているというところもあり、どちらかというと施設への移行が増えているというところが……ですので、単年度というよりは今後の傾向も、そういうふうに見込まれていくとは思いますが、ただまず在宅でのサービスも充実させていきたいというところもありますし、そのために今病院であったり、介護であったり、その連携をして、なるべく在宅でのサービスの充実も図っていききたいとは考えているところです。

副議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

副議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

副議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第12号 令和7年度西和賀町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

副議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第17、議案第13号 令和7年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 ただいま上程になりました議案第13号 令和7年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

1ページを御覧ください。第1条では、令和7年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによらし、第2条では収益的収入及び支出の予定額の補正を定めており、収入においては病院事業収益について、既決予定額10億6,731万6,000円に188万9,000円を増額し、病院事業収益総額を10億6,920万5,000円に、支出においては病院事業費用について、既決予定額11億1,849万円に188万9,000円を増額し、病院事業費用総額を11億2,037万9,000円にしようとするものです。

第3条では給与費の補正に伴い、議会の議決を経なければ流用することができない経費の額の改正を、第4条では他会計からの補助金の額の改正をそれぞれ行うものです。

詳細については病院事務長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

副議長 病院事務長。

病院事務長 それでは、補正予算の内容について説明いたします。

予算書6ページを御覧ください。初めに、収益的支出予算について説明いたします。1項医業費用の1目給与費170万3,000円の増額は、当初見込んでいた職員数と現時点での職員数による金額の調整と、他会計と同様に人

事院勧告に基づく職員及び会計年度任用職員の給与費の補正を行うものです。

7ページ、3目経費、10節修繕費18万6,000円の増額は、病院施設修繕として外気処理エアコンユニット及び厨房冷凍庫に不具合が生じていることから、それぞれ修繕を行うものです。

次に、5ページを御覧ください。収益的収入予算について説明いたします。2項医業外収益の2目1節他会計補助金については、一般会計からの補助金188万9,000円を増額し、今回の補正事業の財源に充当しようとするものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

副議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

副議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

副議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第13号 令和7年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算（第3号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

副議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第18、議案第14号 令和7年度西和賀町水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。
町長。

町長 ただいま上程になりました議案第14号
令和7年度西和賀町水道事業会計補正予算
(第4号)について提案理由を申し上げます。

1ページを御覧ください。第1条では、令
和7年度西和賀町水道事業会計補正予算(第
4号)は次に定めるところによらし、第2
条では業務の予定量の補正を定めており、主
要な建設改良事業である水道施設設備改良事
業766万円に200万円を増額し、事業総額を
966万円に、泉沢地区配水管布設替事業6,053
万5,000円に5,623万円を増額し、事業総額を
1億1,676万5,000円にしようとするものです。

第3条では、収益的支出の予定額の補正を
定めており、水道事業費用について、既決予
定額4億583万1,000円に814万円を増額し、
水道事業費用総額を4億1,397万1,000円にし
ようとするものです。

第4条では、予算第4条本文括弧書き中
「1億5,353万9,000円」を「1億6,448万
7,000円」に改め、また資本的収入及び支出
の予定額の補正を定めており、収入において
は資本的収入について既決予定額3億879万
6,000円に3,775万8,000円を増額し、資本的
収入総額を3億4,655万4,000円にしようとする
ものです。

2ページを御覧ください。支出においては、
資本的支出について既決予定額4億5,281万
1,000円に5,823万円を増額し、資本的支出総
額を5億1,104万1,000円にしようとするもの
です。

第5条では、企業債について、泉沢地区配
水管布設替事業の限度額5,800万円を7,510万
円に補正するものです。

第6条では、職員給与費の補正に伴い、議
会の議決を経なければ流用することができない
経費の金額を改めるもので、既決予定額
2,761万6,000円に184万4,000円を増額し、職

員給与費の総額を2,946万円にしようとする
ものです。

詳細については担当課長から説明いたしま
すので、ご審議の上、原案のとおりご決定く
ださいますようお願いいたします。

副議長 建設水道課長。

建設水道課長 それでは、収益的支出の補正予
定額の内容について説明いたします。

9ページを御覧ください。1款1項1目原
水及び浄水費、給料27万円、法定福利費3万
4,000円の増額は、会計年度任用職員の給与
改定に伴い不足が生じるため、増額するもの
です。燃料費は、維持管理車両用燃料費に不
足が生じる見込みであることから4万2,000
円を増額し、また通信運搬費7万円の増額は、
業務用携帯端末機器の更新に伴い不足が生じ
ること、修繕料100万円につきましては、浄
水場における機器の故障などに備えるため増
額するもので、さらに薬品費23万円は、浄水
用医薬品に不足が生じることから増額するも
のです。

2目配水及び給水費、修繕費は今後の配水
管及び給水管の漏水等に係る修繕対応に備え、
492万円を増額するものです。

3目総係費、給料38万4,000円、手当57万
3,000円、10ページ、法定福利費58万3,000円、
退職給付費3万4,000円は、1目原水及び浄
水費と同様に企業職員、会計年度任用職員の
給与改定に伴い不足が生じるため、それぞれ
増額するものです。

続いて、資本的収入及び支出の補正予定額
の内容について説明いたします。11ページを
御覧ください。初めに、資本的支出について
説明いたします。1款1項1目水道施設改良
費200万円の増額は、今後の浄水場等施設及
び計装設備の故障に備えるものです。

2目配水管布設替事業費、委託料583万円
の減額は、主要地方道盛岡横手線、県道1号
線の泉沢地区において岩手県が行う道路改良

事業に伴い、配水管の布設替えが必要となったことから実施しております実施設計業務を進めておりますが、本業務の事業費の確定に伴い減額するものとなっております。また、工事請負費6,206万円の増額は、同工事における進捗予定に合わせ、布設替え工事を行う必要があることから増額し、今年度の発注を目指すものです。

次に、資本的収入について説明いたします。1款1項1目企業債1,710万円、2項1目他会計出資金9万9,000円、4項1目国庫補助金、社会資本整備総合交付金2,055万9,000円、それぞれの増額は、資本的支出で説明した泉沢地区配水管布設替事業の財源に充当しようとするものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

副議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

副議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

副議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第14号 令和7年度西和賀町水道事業会計補正予算(第4号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

副議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第19、議案第15号 令和7年

度西和賀町下水道事業会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 ただいま上程になりました議案第15号令和7年度西和賀町下水道事業会計補正予算(第3号)について提案理由を申し上げます。

1ページを御覧ください。第1条では、令和7年度西和賀町下水道事業会計補正予算(第3号)は次に定めるところによらし、第2条では業務の予定量の補正を定めており、主要な建設改良事業に処理場設備更新事業90万2,000円を追加するものです。

第3条では、収益的収入及び支出の予定額の補正を定めており、下水道事業収益について、既決予定額3億6,468万3,000円に1,000円を増額し、下水道事業収益総額を3億6,468万4,000円にしようとするものです。また、下水道事業費用については、既決予定額4億8,201万3,000円に107万9,000円を増額し、下水道事業費用総額を4億8,309万2,000円にしようとするものです。

第4条では、資本的収入及び支出の予定額の補正を定めており、資本的収入について、既決予定額3億3,626万7,000円に、90万2,000円を増額し、資本的収入総額を3億3,716万9,000円にしようとするものです。

2ページを御覧ください。資本的支出については、既決予定額3億3,761万5,000円に90万2,000円を増額し、資本的支出総額を3億3,851万7,000円にしようとするものです。

第5条では、企業債について、下水道処理場施設整備事業を追加するもので、限度額を90万円とし、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものです。

第6条では、職員給与費の補正に伴い議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を改めるもので、既決予定額2,078万3,000円に94万4,000円を増額し、職

員給与費の総額を2,172万7,000円にしようとするものです。

詳細については担当課長から説明しますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

副議長 建設水道課長。

建設水道課長 それでは、収益的収入及び支出の補正予定額の内容について、収益的収入から説明いたします。

10ページを御覧ください。1款2項1目受取利息及び配当金1,000円の増額は、預金利息の見込みに合わせ増額するものです。

次に、収益的支出について説明いたします。1款1項2目処理場費、消耗品費8万5,000円の増額は、消防用設備点検結果において指摘のあった消火器を更新するものです。光熱水費1万4,000円は、水道料に不足が生じる見込みであることから増額するものです。

4目総係費、給料40万円、手当20万4,000円、11ページ、法定福利費34万円、退職給付費3万6,000円は、企業職員、会計年度任用職員の給与改定に伴い不足が生じるため、それぞれ増額するものです。

続いて、資本的収入及び支出の補正予定額の内容について、資本的支出から説明いたします。12ページを御覧ください。資本的支出、1款1項3目処理場施設整備費、工事請負費90万2,000円の増額は、沢内浄化センターの定期保守点検の結果、処理水給水ポンプが腐食により破損していることが判明したことから、更新を行おうとするものです。

次に、資本的収入について説明いたします。1款1項1目企業債、下水道処理場施設整備事業90万円の増額、4項1目他会計出資金、一般会計出資金2,000円の増額は、共に先ほど資本的支出にて説明した同事業の財源に充当しようとするものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようよろし

くお願いいたします。

副議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

高橋宏君。

8番 資本的収入及び支出のほうで、沢内浄化センターの給水ポンプということでしたけれども、定期点検で発見されたということでしたけれども、定期点検前にこういう腐食していたということ、何かそれ以前の不具合はなかったのかという点と、ポンプの更新、ある程度更新時期が来ているものということ、でいいのか、その点についてお伺いします。

副議長 建設水道課長。

建設水道課長 沢内浄化センターにつきまして、今回判明した不具合に関しましては、処理水給水ポンプのナンバーツリーのポンプでございます。処理場につきましては重大インフラでございますので、基本的にはダブルスタンダードの形を取っております。

ナンバーワン、ナンバーツー、それぞれのポンプがあるわけですが、2台目のポンプについて、定期点検の場合には引上げ点検を行います。通常であれば、機械が止まった等々があれば、伝送系のところでエラー表示で分かりますが、そういったこともなく、腐食によってある程度の穴が空いていたことからということございましたので、そのようなエラーもなかったということ聞いております。引き上げた結果、腐食が生じて穴等があったものですので、今回ナンバーワンポンプを基本として動かしている現状でございますので、できるだけ早くナンバーツーポンプの更新を行い、また交互運転に切り替えたいというふうに考えているところで。

(耐用年数の声)

建設水道課長 耐用年数については、ちょっと手元に資料がなくて、ストックマネジメントで調査を全て行っておりますので、その資料

を確認すれば、それぞれの全てのものの耐用年数と現在の状況が分かるわけですが、ちょっと手元にありませんので、改めてお話しいたします。

副議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

副議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

副議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第15号 令和7年度西和賀町下水道事業会計補正予算(第3号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

副議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了しました。

これをもって本日は散会いたします。お疲れさまでした。

午後 2時36分 散 会